

資産形成塾 第106回 開催報告書

『相続に関するルールが大きく変わります！』



講師紹介

高橋 安志 氏

税理士法人 安心資産税会計 代表社員
一般社団法人 安心相続相談センター 理事

◆プロフィール◆

出身：山形県大石田町鷹巣
略歴：中央大学第2商学部会計学科卒業
1983年 税理士登録
1985年 事務所開設

創業以来、相続・贈与・譲渡という資産税業務に特化しており、なかでも小規模宅地の適用判断、広大地の適用判断、土地評価、借地権問題等での講演も好評。著書も多数。TV朝日モーニングハード等にも出演。

【第1部：講演】

10月4日(金)朝から雨、後に晴れ渡り、真夏のような気候の中、続々と塾にご参加の方々が会場に。第106回資産形成塾では、高橋先生より相続の解釈が大きく変わったところを中心にご講演いただきました。今年1月には財産目録をパソコン等で作成可能となり、7月に特別の寄与の制度の創設、預貯金の払い戻制度の見直し、遺留分制度の見直し、居住用不動産贈与の優遇措置。更に令和2年4月には配偶者居住権の新設、法務局における自筆証書遺言の保管制度の新設。相続税における小規模宅地特例の改正も施行されます。

改正の趣旨は高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点からの見直しです。皆様熱心に耳を傾け、メモを取られていました。

【第2部 個別相談会・残暑払い】

個別相談会后、残暑払いを別会場にて。先生を囲み、個人的な相談からまちづくり、日本の将来についてなど多岐に渡り、和気あいあいと話が弾みました。お酒も進み、有意義なひとときでした。

相続に関するご相談は 川村建設まで。ご連絡をお待ちしています！

★次回、107回資産形成塾のテーマは、『遺言』について。今どきの遺言について詳しく学んでいきましょう。



《講演風景》



地域と共に68年・未来創造建設業

川村建設 株式会社

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-199-6
TEL 048-644-2317(代表) FAX 048-645-7599
Mail info@kawamura-k.co.jp

